

令和2年4月6日

保護者 様

みなかみ町教育委員会
教育長 田村 義和

みなかみ町立小学校・中学校の新型コロナウイルス感染症対策にかかる4月7日
以降の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策にかかるこれまでの対応について、ご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、4月2日夜、山本一太県知事が臨時記者会見で、県立学校の再開を5月7日に延期するとともに、市町村立小中学校等も同様に対応することを要請しましたが、町内校長会の協議、町の協議を経て、下記の理由により、みなかみ町立小学校及び中学校は、当初の予定通り4月7日から学校を再開することといたしました。

学校の対応につきましては、令和2年3月25日付「新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業以降の対応について」でお伝えしたところですが、内容に若干変更がありますので、4月7日以降の対応につきましては、別紙のとおりお願い申し上げます。

なお、通知及び別紙は、町のホームページ (<https://www.town.minakami.gunma.jp/>) に内容を掲載いたしますので、ご参照ください。

記

<学校再開の理由>

- 文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月1日改訂版）の中の「臨時休業の実施にかかる考え方について」に示されている内容からすると、みなかみ町は学校の臨時休業を実施する必要性が低い地域と言えること。
- 新学期の始めは、子どもと担任、子ども同士などが顔や名前を覚え、より良い人間関係づくりをするための最も重要な時期であること。
- すでに前学年で一月学習時間が削減されており、新学年で前学年の学習内容の補充と新学年の学習内容を進めていくため、学習時間の確保が必要であること。
- 学習や運動等において、近隣市町村の対応も踏まえることも大切であること。

※臨時休業した3月の頃に比べて、国内や県内等の感染状況は悪化している現状を十分踏まえ、今まで以上に感染予防に対する危機意識を持って取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

| |
|-------------------------------|
| <担当> 学校教育課 電話：0278-62-2275 |
|-------------------------------|

<別紙>

令和2年4月6日

みなかみ町立小中学校の新型コロナウイルス感染症対策にかかる4月7日以降の対応

みなかみ町教育委員会学校教育課

- 1 4月7日(火) 始業式・入学式
 - 始業式は、児童生徒が一室内に密集しない状態で実施します。
 - 入学式は、来賓が出席しないなど縮小して実施します。
- 2 4月8日(水)～10日(金)
 - 小学校は5時間目まで、中学校は部活動なしの軽減日程で学校活動を行います。
- 3 4月13日(月)以降
 - 通常の時間で学校活動を行います。学期はじめは前学年の未学習の内容も授業時間の中で学習します。
 - 部活動は、当面の間、校内の活動に限り、感染予防に留意した活動を行います。
 - 学校の状況により授業軽減や部活動の自粛などを行うこともあります。
- 4 スクールバス
 - 4月7日から運行します。バスは車内消毒や換気を行います。
 - 乗る前、後に、家庭でも手洗いをさせてください。
 - 車内での密集をなるべく軽減するために、お子さんの送迎ができる場合は、ご協力をお願いします。
- 5 学校で活動するときの留意事項等
 - 登校に当たっては、家庭で検温、咳などの症状を確認し、体温が37.0度未満で風邪などの症状がないことを確認し、カードなどに記録して持たせてください。学校は登校時にそれを確認してから活動を始めます。
 - 体温が37.0度以上や風邪の症状などがある場合は学校を休ませてください。(出席停止：欠席扱いにしない)平熱が低い場合や高い場合は、事前に学校に相談してください。
 - 学校で体温が37.0度以上等の症状が認められたときは、健康観察をしっかりと行った上で保護者の方に迎えに来ていただきます。
 - 授業中も教室の窓や出入り口を開けて換気を行います。
 - 咳エチケットや手洗い等を徹底します。室内ではマスクを着用します。布やキッチンペーパーを使った手作りマスクも含め、各家庭でマスクの用意にご協力ください。
 - こまめに水分補給ができるようにします。(各学校のルールで)
 - 給食は、マスク、手洗いなど配膳等の衛生管理を徹底します。食事は、席の間隔を空けたまま行います。
 - 学校行事等は、感染が発生しやすい3つの条件(「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話や発声」)の重なりを防止する観点から検討します。
 - きめ細かな健康観察等により、児童生徒の心のケアに対応します。感染に関わる偏見や差別が生じないよう十分配慮します。心配なことがありましたら、学校にご相談ください。
- 6 新型コロナウイルス感染症による臨時休業等について
 - 児童生徒や職員が、感染した場合、濃厚接触者となった場合、地域全体の感染状況が悪化した場合等は、県衛生主管部局や利根教育事務所等の指導を得て、学級閉鎖、学校閉鎖、町内全校閉鎖等の対応をします。
 - ※ PCR検査を受けることになった場合や濃厚接触者になった場合は、速やかに学校に連絡してください。